

女性だけでなく男性も注意！ 脱毛エステのトラブル



相談事例1

ネットの広告で見つけた脱毛エステ店に行った。
お試しでカウンセリングを受けた後、しつこく勧誘され断り切れずに40万円の
契約をしてしまったが、高額なので解約したい。

相談事例2

友人の紹介で脱毛サロンに行った。
8回で30万円のコースを36回の分割で支払う方法を案内され、その時は支払
えると思って契約をしたが、よく考えると分割手数料が高額なので解約したい。

アドバイス

- ㊦ 低価格の広告を見て店舗に出向いたところ、高額なコースを
勧誘されたというケースが目立ちます。
気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。
 - ㊦ 分割払い(個別クレジット)の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間
を必ず確認してください。また、長期間にわたる契約では、脱毛機器が肌に
合ってなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない
状況も想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。
 - ㊦ 契約にあたっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて
理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。
 - ㊦ エステティックサービスの契約は、契約書面を受け取った日から数えて
8日以内であれば書面またはメール等により、クーリング・オフできる場合が
あります。
- 困ったときは早めにお住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

吉富町 0979-33-7051(毎週火・金曜日9:00~16:00閉庁日を除く)

上毛町 0979-33-7052(毎週火・金曜日9:00~16:00閉庁日を除く)

※相談中、相談者離籍中の場合は各役場へ転送されます。